令和7年度の国の業務改善助成金を受給された事業者の皆様へ

えひめ業務改善応援金【二次募集】のご案内

愛媛県では、物価・資源価格の高騰が続く中、業務改善など生産性向上と賃上げに取り組む中小企業等を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助等や同助成金の申請手続等に係る社会保険労務士等への報酬費用補助を実施します。

予算に達したため受付を終了していましたが、二次募集を開始しましたので、ぜひご活用ください。

※本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。

えひめ業務改善応援金の内容

①国の業務改善助成金（令和７年度分）の上乗せ補助

国の業務改善助成金
（愛媛労働局）

賃上げ
（事業場内最低賃金を30円以上引上げ）
＋
生産性向上に資する設備投資等

↓

設備投資等の費用の一部を助成

→

業務改善応援金
（愛媛県）

国の助成額の1/10を補助

※応援金の最新情報は県のホームページでご確認ください。

えひめ業務改善応援金（愛媛県HP）

※国の業務改善助成金については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

業務改善助成金（厚生労働省HP）

②社会保険労務士への報酬費用補助

令和７年度の国の業務改善助成金の申請手続等のために社会保険労務士に支払った

報酬費用の１/２を補助（上限額：５万円）

※②のみの申請はできません。

申請期限　令和８年１２月１５日（火）（必着）

※予算の範囲内で実施するため、申請期限前に受付を終了させていただく場合があります。

お問い合わせ先

愛媛県労政雇用課

TEL 089-912-2501 受付時間／8：30～17：15（土日祝日を除く）

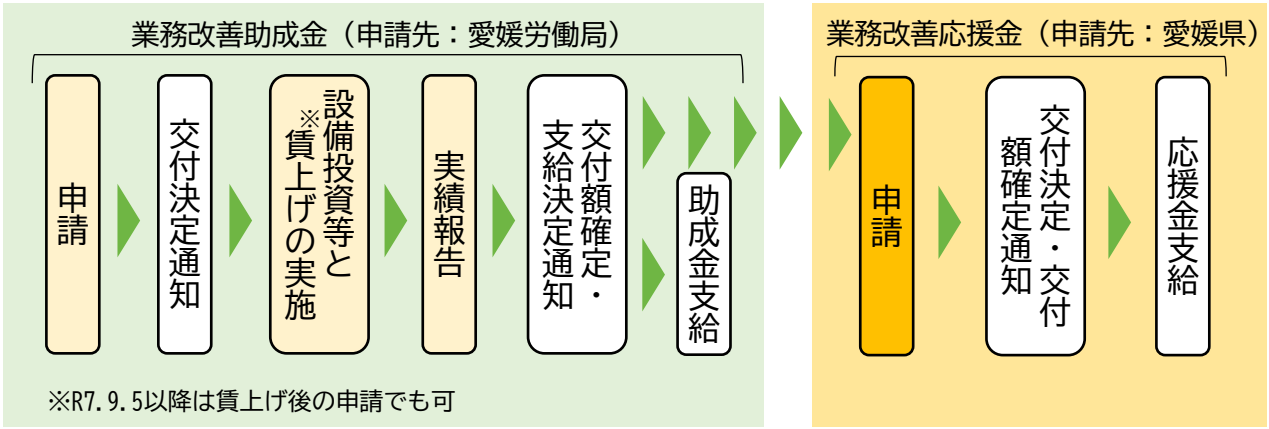
E-mail rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

〒790-8570　松山市一番町四丁目4番地２

詳しくは、裏面又は、愛媛県HPをチェック

えひめ　業務改善　応援金　検索

応援金支給までの流れ



対象者

令和7年4月14日～11月30日までの間に愛媛労働局に業務改善助成金の申請を行い、令和8年4月30日までに交付額確定及び支給決定通知を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）。

ただし、**一次募集（受付期間：令和8年1月26日～5月18日）で応援金の交付を受けた事業場を除きます**。

申請方法

えひめ電子申請システム（手のひら県庁）

えひめ電子申請システム（手のひら県庁）の入力フォームに必要事項を入力いただき、**必要書類の電子ファイルを添付**の上、申請してください。
※持参、郵送による申請は受付しておりません。

手のひら県庁のトップページから
「えひめ業務改善応援金」で検索
又は下の二次元コードからアクセス

必要書類

□愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付決定通知書の写し
□愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
□愛媛労働局に提出した国の業務改善助成金の事業実績報告書（報告書に添付した「国庫補助金精算書」、「事業実施結果報告」を含む）の写し
□応援金の振込口座の預金通帳（金融機関名、店番号、口座の種類、口座のカナ名義が記載されているページ）の写し

社会保険労務士への報酬費用補助も申請する場合は、以下の書類を併せて提出
□社会保険労務士の報酬費用の領収書等の写し
※領収書等で報酬費用の内容が確認できない場合は、内容が確認できる書類を併せて添付してください。

※提出のあった書類で交付要件を満たしていることが確認できない場合など、追加書類の提出をお願いすることがありますのであらかじめ御了承ください。

申請期限

令和８年１２月１５日（火）【必着】

※予算の範囲内で実施するため、申請期限前に受付を終了させていただく場合があります。